【提出期限:令和3年2月24日】

回答内容を踏まえ、事務局にて資料の修正案を作成し、最終的な確認を会長に一任します。

令和 年 月 日

氏名

計画の目標	自ら考え、選択し、行動する消費	者を支援し豊か	豊かで安全な消費者市民社会を実					現況値			
_	参画と協働による消費者教育の推	進と相互連携に	こよる地	域全体の消費者力向上	周りの人が消費生活トラブルにあわないために, 特に何もしてい	の割合	45.70%				
評価基準 A:達成できた,前年度に比べ進んだ 3:ほぼ達成し維持・継続して行った,達成に向けて取組中, 検討・準備段階 C:達成できなかった,前年度に比べ後退した D:新型コロナウイルス感染症拡大により達成できなかった,前年度に比べ後退した				 ※再掲の記載方法 例 (再掲①1-2) 基本施策①施策の方向性1-取組内容 2 				24人(平成30年度) 30人(令和元年度)			
施策の方向性	達成目標	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績	イ年度	ウ 年度評価	エ 次年度以降の取組内容	協議会から 3年間 の意見・助言 総合評	(無) 総合評価	
民間事業者との協 働事業による消費 者教育の充実	行政が、市内で活動する事業者と連携 し、事業者の特性を生かしながら、消 費生活トラブルの未然防止、早期発 見、再発防止に取り組む。	地域経済振興課	R2	1 活トラブルをはじめとした消費生活に関する情報提供	(実施回数,参加人数進捗を表す指標など) 高齢者生活支援センター(4か所),居宅介護支援事業所(30か所)に消費者トラブル情報チラシを月1回程度配布。高齢者生活支援センターと連携し、高齢者向け出前講座を実施した。東山手高齢者生活支援センター依頼開催5回①11/5(7名)②11/11AM(5名)③11/11PM(7名)④11/17(13名)⑥11/27(4		の理由 高齢者が遭いやすい消費者トラブル情報を定期 的に情報提供することができた。	(改善案など) 引き続き高齢者が遭いやすい消費者トラブル情報を定期的に情報提供し、出前講座を実施する。		"" 理由	
		地域経済振興課	R2	地域の見守りを担う事業者 等と連携し、消費生活トラ 2 ブルをはじめとした消費生活 に関する情報の提供や情 報交換等を行う。	高齢者生活支援センターと連携し、高齢者向け出前講座を実施した。 東山手亭齢者生活支援センターと連携し、高齢者向け出前講座を実施した。	В	高齢者生活支援センターと連携し, 情報交換することができた。	引き続き高齢者生活支援センターと連携し、消費者トラブル情報の 提供や情報交換する。			
消費生活行政との 接点が少ない就労 者などに対する身近 な機関からの情報 提供や啓発の充実	消費生活行政との接点が少ない消費 2 者が、消費生活の知識を身につける機 会が充実する。	地域経済振興課	R2	各種イベントで消費生活ト ラブルの啓発を行う。(再 掲①1-2) (再掲①1- 9)	例年行っていた福祉フェアやこどもフェスティバルなどのイベントが中止となり, 啓発活動ができなかった。	D	新型コロナウイルス感染症拡大による	イベントの開催方法に応じて啓発手 法を検討し, 啓発を行う。			
		地域経済振興課	R2	2 外国語で消費生活トラブル 事例などを紹介する。	4か国語(日・英・中・韓)併記の消費生活トラブル情報リーフレットを潮 芦屋交流センターに配架 外国人向け安全安心ガイドブック(建設総務課発行)に悪質商法と相 談先の消費生活センターを掲載。	А	他課発行のリーフレットにおいても啓発することがで きた。	引き続き啓発チラシを配架する。 SNS等を利用して消費者トラブル 情報を提供する。			
		地域経済振興課	R2	マンションの掲示板などに啓 3 発チラシを掲示する。(再 掲①1-14)	広報掲示板に消費生活セミナー開催案内を提示した。2回(10月, 11月) 消費生活センター新聞の発行と全戸配布(3月)	А	市内約30か所の広報掲示板に消費生活セミナー 案内チラシを掲示。マンションの掲示板での啓発よりも効果的があると考える消費生活センター新聞を全戸配布し、外出困難な方にも情報提供を行った。	引き続き広報掲示板を利用してのセミナー 案内周知、マンションの掲示板での情報 提供より効果があると考える全戸配布の消 費生活センター新聞での情報提供へ切り 替える。			
		地域経済振興課	R2	消費者にとって身近な団体 である自治会などへ情報提供を行う。	新型コロナウイルスに便乗した給付金詐欺の注意喚起チラシを自治会長 あてに郵送した。(4月) 消費生活センター新聞の発行と全戸配布(3月)		新型コロナ関連の消費者トラブル情報について注 意喚起することできた。	自治会への情報提供より効果があると考える全戸配布の消費生活センター新聞での情報提供に切り替える。			
専門相談・支援機関との連携	比較的消費生活トラブルにあいやすい立場の人を支援する機関の関係者等が消費生活の知識を身につけ、消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止に取り組む。	地域福祉課	R2	1 権利擁護支援者への勉強会を行う。	権利擁護支援者養成研修等の開催ができなかった。高齢者生活支援 センター連絡会等の情報共有の場の活用や個別のケース支援のなか で,消費者トラブルなどについて知識を深めた。	D	予定していた取組内容が未実施であるため	研修機会の確保等により、対象 者が、消費者トラブルを避けること ができるよう、継続して消費生活 の知識を支援者に啓発していく。			
		地域福祉課	R2	2 民生児童委員へ最新情報を提供する。	研修等の開催はできなかったが、兵庫県立消費生活総合センターからの 消費生活トラブルに関するチラシを8月定例会にて配布した。	D	研修等の開催ができなかったため	研修機会の確保等により、対象 者が、消費者トラブルを避けること ができるよう、継続して消費生活 の知識を支援者に啓発していく。			

<資料2>第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2~R4取組状況確認シート②

	自ら考え、選択し、行動する消費								現況値		目指す方向
基本施策② 参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上 評価基準 ※再掲の記載方法					周りの人が消費生活トラブルにあわないために,特に何もしていな	入い	(の割合		45.70%		
A:達成できた,前年度に比べ進んだ B:ほぼ達成し維持・継続して行った,達成に向けて取組中, 検討・準備段階 C:達成できなかった,前年度に比べ後退した			※再掲の記載方法例 (再掲①1-2)↓基本施策①施策の方向性1-取組内容		消費生活サポーターの登録者数			24人(平成30年度) 30人(令和元年度)			/
D:新型コロナウイルス感 施策の方向性	然染症拡大により達成できなかった,前年度に上 達成目標	とべ後退した 担当課	取組	取組内容	ア 取組実績	イ 年度	ウ 年度評価	工次年度以降の取組内容	協議会から	3年間の	3年間の 総合評価の
TIPICKOOKE	Z-ML13K	123杯	年度	42471.3.12	7 · (=	評価	の理由	(改善案など)	の意見・助言	総合評価	理由
3 専門相談・支援機関との連携	行政が専門相談・支援機関等と相互に 2 連携し、多角的な視点から支援を行う。	高齢介護課	R2	高齢者生活支援センターへ 3 最新情報を提供する。 (再掲①4-4)	各高齢者生活支援センターへ月1回程度,流行の事例について情報 提供。 高齢者生活支援センター発行の情報誌に消費生活トラブルの注意喚起 などを記載。	В	高齢者生活支援センター内において,事例情報 が共有され,利用者に適切に情報提供されてい る。	流行の事例について情報提供・交換を行う。			
		地域経済振興課		障がい者相談支援事業所 4 などの相談員と情報交換す る。(再掲①3-5)	相談者が障がいを持つ場合には状況に応じて事業所の相談員と情報交 換した。		相談者の障がいの程度や個々の状況に応じて情 報交換した。	引き続き個別に対応していく。			
		障害福祉課	R2		個別の関わりの中で,消費者トラブルに巻き込まれていることが判明した場合に,関係機関に相談し,対応した。	В		個別の関わりの中でも消費生活トラブルへのアンテナを張りつつ,被害の防止に向けた啓発を行う。			
地域の各団体との 4 連携及び協働事業 の展開	行政が、市内で活動する地域団体と連携し、各団体の特性を失いしながら	建設総務課	R2	高齢者などに向けての研修 1 を開催する。 (再掲①4- 5)	未開催		新型コロナウイルス感染症の影響により, 高齢者 向けの事業を開催できなかった。	新型コロナウイルス感染症の拡大 状況を見極めながら, 開催を目 指す。			
		建設総務課	R2	高齢者などに向けての講演 2 会を開催する。 (再掲① 4-6)	未開催		新型コロナウイルス感染症の影響により,高齢者 向けの事業を開催できなかった。	新型コロナウイルス感染症の拡大 状況を見極めながら, 開催を目 指す。			
		地域経済振興課	R2	市内で活動する団体へ, 見守りの観点等から消費 3 生活トラブル等について, 情報交換,情報提供する。	令和2年度から再始動した芦屋市消費者協会が消費者トラブルで困って いる方に消費生活センターを案内するなど,随時情報交換,情報提供 を行った。		芦屋市消費者協会と随時情報交換,情報提供 を行った。	引き続き芦屋市消費者協会と随 時情報交換,情報提供を行う。			
		高齢介護課	R2	4 シルバー人材センターへ最新情報を提供する。	月1回程度,流行の事例について情報提供。	L	事例情報が共有され,利用者に適切に情報提 供されている。	流行の事例について情報提供・交換を行う。			
		高齢介護課	R2		高齢者生活支援センターを通じて、民生・児童委員、福祉推進員、 市民向け等に出前講座を開催した。		高齢者生活支援センターから情報提供や相談が あり、情報交換ができている。	流行の事例について情報提供・交換を行う。			
		高齢介護課	R2		介護サービス調整会議や施設の運営推進会議等において,特殊詐欺 や消費生活トラブルの相談窓口などを案内していたが,新型コロナウイル ス感染症の影響で会議を開催できなかった。 新型コロナウイルス感染症への対応に関してマスク詐欺・特例給付金詐 欺についての注意喚起をメールにて周知した。	D	新型コロナウイルス感染症に関した特殊詐欺等の周知は行えたが,会議が開催できなかったため,全体としての全般的な消費生活トラブル等の情報共有に至らなかった。	会議が開催できない場合の書面 の配布以外の情報提供について 検討する。			

<資料2>第2次芦屋市消費者教育推進計画

R2~R4取組状況確認シート②

計画の目標	自ら考え、選択し、行動する消費	者を支援し豊か	かで安全	な消費者市民社会を実	指標				現況値		目指す方向
	参画と協働による消費者教育の推	進と相互連携	による地	は域全体の消費者力向上	周りの人が消費生活トラブルにあわないために, 特に何もしていな	人いに	の割合		45.70%		`
評価基準 A:達成できた,前年度に比べ進んだ B:ほぼ達成し維持・継続して行った,達成に向けて取組中,検討・準備段階 C:達成できなかった,前年度に比べ後退した D:新型コロナウイルス感染症拡大により達成できなかった,前年度に比べ後退した					消費生活サポーターの登録者数			24人(平成30年度) 30人(令和元年度)			
施策の方向性	達成目標	担当課	取組 年度	取組内容		イ 年度 評価	ウ 年度評価 の理由	エ 次年度以降の取組内容 (改善案など)	協議会から の意見・助言	3年間の 総合評価	3年間の 総合評価の 理由
地域の各団体との 4 連携及び協働事業 の展開	行政が、市内で活動する地域団体と連携し、各団体の特性を生かしながら、 消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止に取り組む。	障害福祉課	R2	サービス事業者等へ消費生 6 活トラブル等の情報を提供 する。(再掲①3-6)		В	相談先の周知や,障がい福祉サービスを利用している人で,消費者トラブルにあっていると思われる人について関係機関と連携し,対応した。				
		地域経済振興詩	₹ R2	サービス事業者等と連携 し、障がいのある就労者等 へ、相談窓口の周知や消 費生活トラブルになりやすい 事例などを情報提供する。 (再掲①3-4)	出前講座未実施	D	新型コロナウイルス感染症拡大のため	相談支援事業所へ消費生活トラブル 情報チラシを配布し、出前講座につ いても周知する。			
	身近な情報として、消費者が消費生活 2 情報に触れる機会が増え、消費への関心が深まる。		₹ R2	身近な情報として活用して もらえるよう、市内で活動 する団体へ、消費生活情 報の提供や出前講座を実 施する。	自治会や高齢者生活支援センターからの申請で,出前講座を実施した。6回①11/5(7名)②11/11AM(5名)③11/11PM(7名)④ 11/16(17名)⑤11/17(13名)⑥11/27(4名)	В	コロナ禍の中,消費者トラブル情報を提供すること ができた。	引き続き市内で活動する団体など へ出前講座を実施し,消費生活 情報を提供する。			
5 消費者団体強化支援	行政が消費者団体と連携し,多様化 1 する消費者問題に柔軟に対応できるよう,消費者力の向上を目指す。	地域経済振興詩	₹ R2	消費者団体と連携し,消 1 費生活トラブルの啓発等を 行う。	芦屋市消費者協会会員が広報チャンネルに出演して消費者トラブル事 例を紹介し,啓発活動行う。(3月)	Α	メディアを通じて広く市民に消費者啓発を行った。	様々な機会をとらえて啓発活動を 行う。			
6 消費生活サポーター制度の推進	消費生活サポーターが地域の安全・安 1 心な消費生活を支え、地域の消費者 力向上にむけて、主体的に活動する。	地域経済振興詩	₹ R2	1 消費生活サポーターを育成 する。	消費生活サポーター養成講座(10月〜12月)全10回 受講者8名 サポーター登録者8名		コロナ禍の中,講座を開催することでき,受講者 全員がサポーター登録した。	消費生活サポーター養成講座を 開催し, 地域の見守り活動ができ るよう働きかける。			
	消費生活サポーターが地域の安全・安心な消費生活を支え、地域の消費者力向上にむけて、消費生活センターと相互に連携する。	地域経済振興詩	₹ R2	2 消費生活サポーターの活動を支援する。	1期〜3期サポーター登録者に消費生活セミナーやサポーター養成講座の 案内を送付した。		サポーター登録者がフォローアップのために消費生 活セミナーやサポーター講座を受講できた。	引き続きセミナーや講座案内を周知し、サポーターの活動を支援する。			